

2人以上の子どもがいるご家庭へ 多子世帯の保育料軽減を拡大します!!

市では、4月1日から子育て支援の一環として、多子世帯の保育料軽減を拡大し、第1子の年齢にかかわらず納付していただいた第2子からの保育料の半額または全額を補助します。

※ 年収360万円未満の世帯については、国の制度に基づいて保育料が減額されます

【補助額対象者（次のすべての条件に該当する方）】

- ① 市内に居住する、子どもが2人以上の世帯
- ② 第2子以降の子どもが保育所に入所している世帯
- ③ 補助対象となる月の保育料がすべて納付されている世帯

※1 対象となる方は、従来どおりに保育料を納めていただき、申請により半額または全額を補助します

※2 別居している子どもがいる方で、生計をともにしていると認められる場合は同一世帯とみなします

【4人の子どもがいる世帯で市民税所得割が130,000円の場合】



区 分	通常の保育料	現行制度 (就学前多子軽減)	新制度（年齢制限なし）	
			軽減後の額	申請後補助額
小学校3年生	—	—	第1子	—
5歳児(保育所)	37,400円	第1子(全額負担) 37,400円	第2子(半額負担) 18,700円	18,700円
3歳児(保育所)	37,400円	第2子(半額負担) 18,700円	第3子(無料) 0円	18,700円
1歳児(保育所)	40,100円	第3子(無料) 0円	第4子(無料) 0円	0円

未婚のひとり親の方へ 寡婦(夫)控除のみなし適用を実施します!

市では、4月1日から子育て支援の一環として、子どもを育てるひとり親世帯の生活の安定を図るため、これまで、婚姻歴があるひとり親世帯に限り適用されていた寡婦(夫)控除を婚姻歴がないひとり親世帯に対してもみなし適用します。みなし適用を受けるには、下記対象事業の窓口へ申請が必要です。対象条件、申請方法、必要書類についてはお問い合わせください。

■みなし適用の対象事業一覧

対象事業	申請先	対象事業	申請先
市立保育所保育料、高等職業訓練促進給付金事業、入院助産	児童家庭係	障害者総合支援法に係る地域生活支援事業(移動支援事業、日常生活用具給付等事業、自動車改造費助成事業)	社会福祉係
障害児通所給付費、自立支援医療(育成医療更生医療、精神通院医療)、障害者(児)補装具給付事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に係る障害福祉サービス	社会福祉係	乳幼児等医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業、重度心身障害者医療費助成事業	保険係
		廃棄物処理手数料減免事業	環境衛生係
		個別排水処理施設使用料、水道料金助成事業下水道使用料	土木課管理係
		幼稚園就園奨励補助金	学校教育係

■実施時期 4月1日から

■対象者 婚姻歴のないひとり親世帯。なお、婚姻歴がある方など、税法上の寡婦(夫)控除を受けられる方は、このみなし適用の対象とはなりません

■お問い合わせ 児童家庭係 ☎ 2 1 2 1